

第6回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年11月13日（火）16:00～16:53
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史（座長）、森下竜一（座長代理）、八代尚宏
（専門委員）角川歴彦
 - （政府）河内内閣府事務次官、中村内閣府審議官
（事務局）田和規制改革推進室室長、林規制改革推進室次長、
窪田規制改革推進室次長、垣内参事官
 - （ヒアリング）消費者庁消費者政策課長 内藤茂雄
総務省総合通信基盤局電気通信事業部長 秋本芳徳
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長 大村真一
公正取引委員会事務総局 経済取引局調整課長 塚田益徳
4. 議題：
 - （開会）
 - 議題：携帯電話事業者間の競争促進
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 垣内参事官 それでは、規制改革推進会議第6回投資等ワーキング・グループを開催いたします。
 - 委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。
 - 本日は、飯田委員、村上専門委員が所用により御欠席です。
 - それでは、ここからの進行は、原座長にお願いします。
 - 原座長 本日の議題は「携帯電話事業者間の競争促進」です。
 - 本件は、これまで二度にわたってワーキング・グループを行ってまいりました。10月31日のワーキング・グループで、総務省、公正取引委員会、消費者庁さんからお話を伺い、11月7日のワーキング・グループで、MVNO委員会、NTTドコモ様より、事業者の立場からお考えを伺っております。これらを通じて論点整理を作成いたしました。この内容に基づいて、今日は関係省庁の皆様と協議をさせていただきたいと思っております。
 - 資料1に論点整理の項目を挙げておりますが、補足を含めてお話をしたいと思います。
 - まず、私たち、このモバイル市場の競争環境について議論しておりますが、問題は携帯

電話業界の寡占状態であると認識をしております。これまでも総務省さん、公正取引委員会さん、消費者庁さん、それぞれにお取り組みがなされてきました。MNO間やMNO、MVNO間の競争上の問題点、これまでも指摘をされてきていました。携帯電話と通信サービスのセット販売の問題、また、2年縛りや4年縛りといった拘束の問題、これらが競争政策上、望ましくない、問題があり得るといったことも指摘をされてきたわけであります。しかし、問題が解消されずに今日に至っているということだと理解をしております。その問題の根源は、携帯電話サービス市場における競争政策の機能不全ということではないかと考えております。

そこで、今回、5つ、項目を挙げておりますが、まず1点目として、競争政策の機能の検証と必要な措置の実施と挙げております。総務省さんにおかれては、これは具体的に少し申し上げますと、まず総務省において携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、今年度内に包括的な解決策の全体像を示していただきたいと思っております。一方で、これを待たずに対応可能な措置については迅速に実施をいただきたいと考えております。

公正取引委員会さんにおかれては、今年度内に執行体制の強化、また、競争政策上、望ましくない状況がなぜ放置されるのかを検証いただいて、必要なルール整備、運用改善を行っていただきたいと考えております。

消費者庁さんでございますが、今年度内に携帯電話サービスの契約や販売広告が消費者にとってわかりにくい状況を解消するために、携帯電話などに関する適正表示に関するルール整備、運用改善を行っていただきたいと考えております。

2点目、通信料金の適正化であります。総務省さんにおかれて端末購入補助によって発生する端末購入の有無などによる利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて通信料金と端末料金の分離を図っていただきたいと考えております。また、あわせて現状において規制の対象となっていない販売代理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備いただきたい。

また、さらに、通信役務と端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払い総額を契約時に明示させる措置をとっていただきたいと思っております。これらにより、通信役務と携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な価格、より良質なサービス・製品を目指していただきたいと考えております。

その次、3点目ですがMVNOの更なる競争環境の整備に関しては、総務省さんにおかれて、接続料、卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化を図るとともに、グループ内でのネットワーク提供に関する不当な差別的取り扱いの有無などについて検証と必要な対応を行っていただきたい。あわせて、期間拘束契約と自動更新、解約時の違約金の水準、契約時の手続時間の長さなど、スイッチングコストを抜本的に引き下げて健全な競争環境を整備いただきたいと考えております。

4点目「端末流通実態の調査と公表」です。これは総務省さんと公正取引委員会さん、

両方ということになるかと思いますが、MNOが下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど、端末流通実態について直ちに調査を行っていただき、その後も必要に応じて調査を行っていただければと思います。また、問題がある場合には、電気通信事業法、独禁法に基づいて必要な是正措置を講ずるということにしていきたい。

最後、5点目「設備投資負担の軽減を目的とした、設備共用の環境整備」であります。総務省さんは競争を促進しつつ、携帯電話業界における設備投資負担を軽減するために、総務省さんが設備共用の環境整備のためのガイドラインの整備、ネットワークの円滑な整備の推進を行っていただければという以上5点でございます。

では、御意見などお考えがございましたら、教えていただければと思います。

お願いします。

○総務省（秋本部長） まず、簡単なところから。

一番最後の5点目の内容につきまして「総務省は」という主語があって、もう一度、「総務省が」と出てきますので、2回目の「総務省が」はなくてもよろしいのではないかと。

2点目の内容についてでございます。最終部分に、「より低廉な価格」という言葉が出てまいります。他方で、この2点目の内容の中では、「料金プラン」、「通信料金」、通信料金と端末料金というように「料金」という言葉が使われております。そこで、この2点目の最終部分の「低廉な価格」という内容は「低廉な料金」と改めていただいた方が紛れなく理解できるのではないかと考えております。

その上でもし可能であれば、この2点目の最終部分の「通信役務と携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し」という記述を「携帯端末販売の適正化を含め、通信役務の適正な競争環境を整備し」と修正していただけないかと考えております。

○原座長 今回の点に関しては、通信役務と通信料金と端末料金の分離をお願いしたいと思っているわけですが、その上で、通信役務と携帯端末双方での適正な競争環境を整備することが重要だと思っています。総務省さん、主に通信役務の競争環境を見ていらっしゃると思いますが、ただ、それを達成するために必要な範囲で端末の競争環境についても見ていらっしゃるかと承知をしています。なので、中古端末の流通などについても電気通信事業法の中で取り扱っていらっしゃるのだと思います。

であれば、少なくとも総務省さんの御対応いただく範囲において、この通信役務と携帯端末、双方について、競争環境を整備して、より競争のもとでの料金設定、より良質なサービス、製品を目指すという考えについては、御同意をいただけるのかどうかをまず確認したいのです。

○総務省（秋本部長） 私どもが手がけてまいりましたことは、携帯端末販売の適正化でございます。大幅な割引が行われる場合でも、それは、結局は通信料金収入全体を原資として、そうした割引が行われているということで、大幅な割引については、その適正化を求めてまいりました。それによりまして、私どもの本来の所管分野である通信役務の適正

な競争環境、すなわち、大幅な割引によってユーザーを強引に誘引してしまう、契約に誘引してしまう。他の事業者との合理的な選択、他の事業者との比較において利用者が合理的な選択をすることを妨げないようにしてもらいたいという観点で施策を展開してきております。

他方で、原案の携帯端末販売の適正な競争環境の整備となりますと、例えばメーカー間の競争環境整備ということで、どれほどの政策をこれまで展開してきたか、また、今後、展開し得るかということにつきましては、あくまでも通信サービスの契約と一体として行われる携帯端末販売につきまして、結局は通信料金収入全体で割引しているのでしょうかという観点からの施策になってまいりますので、お許しいただければ、詳細な記述についてはこだわりませんが、通信端末販売の適正化を含めた通信役務の適正な競争環境の整備という表現にさせていただいた方が、これまで手がけてきたこと、そして、今後も我々が手がけようとしていることを正確に述べていただけるのかなと受けとめております。

○原座長 細かいところまで全て申し上げるつもりはないのですが、ただ、今、おっしゃれている範囲内でも携帯端末の適正な競争環境、御自分だけでできるわけではないかもしれませんが、やられている範囲の中には含まれますね。これは全部、総務省様でやってくださいというつもりで申し上げているわけではないのです。

○総務省（秋本部長） ただ、2点目の内容の主語が「総務省は」と最初にかぶっておりますので、先般来、総務省がきちっと進めなければいけない施策と総務省の所掌範囲を超える部分について線引きをしていただいた方がよろしいのではないかと申し上げてきた次第です。

○原座長 わかりました。そうしたら、通信役務の適正な競争環境については総務省さんの責任でやっていただく。携帯端末については、あと、どこと連携したら、公正取引委員会さんとの連携でよろしいですか。

○総務省（秋本部長） もちろん、競争環境の整備ということになりますと公正取引委員会様との連携ということになるかと思えます。

○原座長 公正取引委員会さんなどの関係機関と連携することの読み込める文章にするのは結構です。ただ、基本的に総務省さんにおいても携帯端末の適正な競争環境の整備についてはぜひお取り組みを引き続きいただきたい。というか、いただくものだと認識しておりますので。

○総務省（秋本部長） 原座長からそういう力強い御発言をいただけるのは非常にありがたいと思っております。端末販売について適正な競争環境の整備、販売の適正化を含めぐらいいでおさめていただいた方が、他省庁様に対しましても疑義がないのかなと、ここは手がたく私どもは考えているだけということでございます。

○原座長 あまりでは、また文面の調整はさせていただきます。

○総務省（秋本部長） お願いします。

○原座長 あと、総務省さんはもうそれでよろしいですか。

○総務省（秋本部長） 結構です。

○原座長 では、公正取引委員会さん、どうぞ。

○公正取引委員会（塚田課長） それでは、公正取引委員会は今年度内に執行体制を強化するとともに、なぜ競争政策上、望ましくない状況が放置されるのかを検証し、必要なルール、整備、運用改善を行うというところでありますけれども、ルール整備、運用改善と申しますと、独禁法で申しますとルール整備は法制度の改正あるいは運用改善というのは個別事件における法執行ということになるかと思えます。

この執行体制を強化して、必要なルール整備、運用改善を行うという趣旨が現状、独禁法違反に該当しない行為について解釈変更により独禁法違反とすべきであるとか、特定の事業分野における特定の取引慣行を独禁法違反とするために独禁法を改正すべきであるとか、競争政策上望ましくないことを理由として独禁法違反となるおそれがあると言えない行為についてまで措置をとるべきという趣旨であれば、それらはいずれも対応困難であります。

先生方には釈迦に説法でありますけれども、独禁法は基本的に事後規制であります。法解釈などにつきまして、審決、判決などの事例の積み重ねによってルールが形成されてきて法解釈も確立されてきたというものであります。このため、従来、違反とまでは言えないとされてきた行為、つまり、言いかえれば、適法に行われてきた行為について、公取が解釈を変更して、これを違反とすることは困難であるというように考えておりますし、そもそも、現状、そうする理由もないと考えております。

法的安定性の観点からも、従来、適法とされてきた行為を違法とすることには慎重であるべきと考えています。この点、例えば業所管官庁であれば、所管法の解釈通知を変更すれば、今日からこの解釈が変わるということになるかと思えますけれども、独禁法のような事後的な司法審査を通じてルールが形成されるような法律では対応困難と考えています。

また、従来、違反とまでは言えないとされてきた行為について、法改正を行って違反とすることも困難であります。独禁法はあらゆる事業分野における取引に適用される法律でありまして、特定の事業分野における特定の行為に対処するための独禁法改正ということではできません。例えば現に行われている行為が他の事業者の事業活動を排除している、例えばMVNOをどんどん排除しているなど、現行の独禁法違反と同等の弊害があつて、かつ、そのような行為が蔓延している。早目に手を打たないといけないにもかかわらず、これを排除するツール、手続がない、このため、排除できないというのであれば、立法事実があると考えられますけれども、現状はそうではなく、法改正をして新たな規制を作るための立法事実はありません。たとえ立法事実があつたとしても、現状、総務省さんにおいて包括的な見直しの取り組みが進められているところであります。それによって、恐らく携帯電話市場における競争環境あるいは取引慣行は大きく変わっていくだろうということも予想されます。このため、拙速に法改正の手当てをしても結果的に機能しないものとなるおそれがあります。

さらに、独禁法違反となるおそれがあるとまでは言えない行為についてまで、競争政策上好ましくないことを理由として措置をとることはできません。例えば個別の独禁法違反被疑事件の審査を行うべきという御趣旨であれば、公正取引委員会は違反の端緒に接した場合には適切に対処しております。そういった端緒情報の有無にかかわらず、審査を行うことをあらかじめお約束することはできません。

御提示の案については、公正取引委員会が実態調査報告書の公表以降、申し上げたような法解釈の変更であるとか法改正といった、あるいは法的措置といったものをもってこなかったため、競争政策上、望ましくない状態を放置したと評価して、執行体制を強化することによって、これらのような措置をとるべきとの御趣旨と理解しておりますけれども、今、申し上げたとおり、法解釈の変更、法改正、個別の法執行による措置については実施することができません。また、違反被疑事件の審査についても約束することができません。

公正取引委員会としましては、政府規制や取引慣行について実態調査を行い、調査結果に基づいて必要な見直しを提言したり、あるいは独禁法上の考え方を明らかにしたりして、関係者に対して改善を働きかけるとともに、独禁法上、問題のある行為があれば適切に対処しております。できることはそれに尽きておるわけでありまして、

我々としては、現状、できる限りのことをやってきておりまして、これらのような措置をとっていないことをもって放置したと評価することは不適當ではないかというように考えます。我々としては、放置したとは考えておりません。

違反被疑事件の審査も行っております。例えばiPhone Agreementについて審査を行いまして、その結果を今年7月に公表しております。この事件処理によって、iPhoneの販売における分離プランが契約上、疑義なく行われるようになったというように考えています。また、体制を強化すれば、これらのような措置をとれるというわけではありません。

以上のとおり、執行体制の強化、なぜ競争政策上、望ましくない状態が放置されたのか検証、ルール整備、運用改善、いずれも受け入れることができません。仮にこの案で取りまとめられたとしましても、我々としては答申には対応できません、あるいは対応できないことを実施しろと言われておりますということを対外的に申し上げることになります。

意見は以上です。

○原座長 まず、この内容で言いますと、最初に執行体制を強化すると言っておりますが、今の状態で執行体制を強化しても物事が変わらないといわれるのであれば、これは結構です。体制強化しないでください。その上で、競争政策上、望ましくない状況が放置される。放置されるという言葉を使わないでほしいというのであれば、これは変えるのは結構です。

私がずっと前回から申し上げているのは、セット販売の問題や2年縛りなどの問題について、2年前から公正取引委員会様の報告書では、競争政策上、望ましくない、あとは独禁法違反のおそれがあるとの指摘がなされていて、ただ、その問題は解消しておらず、現在、今日、私たちがこの議論を改めてしないといけない状態になっている。私たちだけではなく総務省さんや関係機関において議論をせざるを得ない状態になっているのだと理解

をしています。

なので、お願いをしたいのは、なぜ競争政策上、望ましい状況が、放置が嫌だったら放置でなくていいですが、続いているのか、続いてきたのか、これをぜひ検証いただきたいと思っています。私たちは、とにかく問題の根本は競争政策だと思っています。今回、総務省様でいろいろなお取り組みをいただくので、いろいろな問題が改善していくことを強く期待しておりますが、ただ、一方で、いわゆる取り組みが一過性のものに終わって、また同じような問題が繰り返されてはいけないのだろうと思っています。

そのためにも、やはり競争政策の観点で根本的な問題がこれからどう解消されていくのかをぜひ教えていただきたい。そのためにはまず、競争政策上、望ましくない状態がなぜ続いてきたのかを検証いただいて、それが解決されるためのルール整備や運用改善、何らかの改善を行っていただきたいという趣旨なのです。これを私は否定される理由が全くわからないので、ぜひその検討をお願いしたい。

○公正取引委員会（塚田課長） そういった意味で、先ほど申し上げたとおり、ルール整備、運用改善という形では、我々はできないということであります。

○原座長 おっしゃられたことは、現行法のもとでは、現行の独禁法のもとでは取り締まりができないのですということだったですね。だったら、そのルール整備をされたらいいではないですか。

○公正取引委員会（塚田課長） ですから、独禁法違反にまで達していない場合には、現行の独禁法では取り締まりができません。そういった独禁法違反とまでは現状、言えないものを取り締まれという御趣旨でしたら、それは我々にはできません。

○原座長 その望ましくない状態が続かないように何らかのルール整備が必要ではないですかということを上げているのです。独禁法は先ほど少しおっしゃられたようにいろいろな業種にまたがるので、この問題だけのためにいろいろなことを変えられないのですという要素があるのかもしれませんが。であれば、独禁法を補完するルールの整備だったらよろしいのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 独禁法を補完するルールの整備というのはどういうものでしょうか。

○原座長 独禁法を補完するルールの整備はこれまでも例があると思いますが、競争政策の観点から、通信の世界でもエネルギーの世界でも、競争政策的な観点でのルール整備がなされた例はありますね。

○公正取引委員会（塚田課長） それはガイドラインという御趣旨でしょうか。

○原座長 ガイドラインもあると思いますし、法令で整備した例もあると思います。

○公正取引委員会（塚田課長） 法令で整備した例というのは余り承知しておりませんが、ガイドラインですと、独禁法上の考え方については、今回の調査報告書の中でも既に明らかにしております。

○八代委員 先ほど少し御説明された中で、今、総務省のほうで検討がされており、改善

されることが期待されるから、今、公取は動かなくてもいいという御説明だと理解したのですが、それで間違いでしょうか。

○公正取引委員会（塚田課長） いえ、改善されることが期待されるではなくて、総務省さんの包括的な取り組みによって、恐らく取引慣行とか競争環境といったものが今とは大分大きく変わってくるだろうというように考えております。

我々としては、当然、関係省庁は連携して取り組んでいきたいと思っているのですが、それぞれ関係省庁のかかわり方は違いますので、おのずとその役割分担というものがあると考えています。そこを考えますと、我々は例えば総務省さんの一連の取り組みが終わった後に、さらに例えば前回の調査のフォローアップ調査といいますか、また実態調査を例えば来年度に入って実施して、その状況をまた調査した上で公表するといったようなことも考えております。

○八代委員 しかし、それを言い出したら、公取の役割がなくなってしまう。みんな所管官庁に任せておけばいいということになる。やはり公取は所管官庁とは別に競争政策の観点から政策提言する。それを総務省のほうにも受け入れていただくというような役割が正しい役割分担ではないか。

例えば例は違いますが、タクシーなどに関して、国交省がいろいろな事実上のカルテルみたいなものを行っている。それを公取はこれまで独禁法違反としてはみなしていなかったけれども、この前、秋田かどこかで突然それを摘発したという例もある。だから、違反かどうかというのは、まさに公取の判断で、これまで違反と言わないから何もしないというほど前例に縛られるものではないのではないかと。

それは社会情勢から見て、これまで違反であったけれども、それほど大きな社会的影響がなかった。しかし、携帯電話のように、これからさらに拡大しているものについては、やはりグレーゾーンの中でどこまで公取が審査して必要がないか。これまで事業者に自発的に改善を促していたことを十分でなければ、例えば勧告するとか、より段階的なステップというのは十分あるわけで、別に全部が全部、独禁法違反という形で審判に行くかどうかは別にして、もう少し変える余地はあるのではないかと思います。これまで独禁法違反でなかったから絶対に触れないというお考えというのは、これまでも正しかったわけですか。

○公正取引委員会（塚田課長） いえ、決して、そういう趣旨ではありません。ただ、これまで適法に行われてきた行為を急に解釈を変更して独禁法違反にするというのは適切ではないと考えています。

○八代委員 その適法という定義なのですが、例えば刑法は疑わしきは罰せざる原則ですが、民法はそうではなくて、それぞれ五分五分とか、過失相殺があるわけですね。だから、これまで適法とおっしゃっているのは刑法のような意味で立証できないから、かなり疑わしくても推定無罪だという意味の適法なのか。あるいは競争政策というのは刑法よりも幅が広いというか、グレーゾーンの中にどこまで踏み込むかというのはある程度裁

量の余地があるのではないか。これまで違反でないから適法だというようにオール・オア・ナッシングの考え方なのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） そういうわけではありませんけれども、本件のようないわゆる単独行為、不公正な取引方法のような行為というのは、基本的には取引の自由との関係もありますので、これは原則適法であるというように考えられております。グレーゾーンのところにとどこまで入っていくかというところでありましてけれども、やはり違反とするためには違反の要件に該当しないとさすがにそれはできないというのが我々の立場であります。

○森下座長代理 何らの形で公取さんがちゃんと見張っておかないと、また同じような状況になるだろう。ここは多分、皆さん、意見は一致していると思うのです。そうすると、独禁法違反と適法との間に関してはどういうカードを公取さんとしては持っているのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 公正取引委員会としては、実態調査を行って、競争政策上、望ましくない行為があったときには改善を働きかけるということだけです。

○森下座長代理 働きかける手法としてはどういうカードがあるのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 例えば事業者からヒアリングをして、こちらの調査報告書の趣旨を説明して、あるいは独禁法上の考え方について趣旨を説明した上で自主的な改善を求めるといったものであります。

○森下座長代理 先ほどガイドラインの話が出てきましたけれども、その間にガイドラインというのが入ってくるケースがあるのですか。要するに、こういう形が行き過ぎると非常に独禁法になるよといったような警告みたいなものがあるのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 警告という形ではありませんけれども、どういう場合に独禁法違反になるかという形のガイドラインというものはございます。ただ、それは調査報告書の中に独禁法上の考え方として既に示しております。

○原座長 少し視点を変えますと、デジタルプラットフォームについて、今、公正取引委員会様と総務省さんと経済産業省さんで検討されていて、その中では、プラットフォームービジネスに関しては新たなさまざまな問題も出てきている。競争政策の一定の改善、強化を図ろうという御検討がされていると承知をしています。その中で例えば専門的な部署を創設するとか、または、独禁法を補完するための取引ルールを整備するといった議論もなされているのだと承知をしています。

プラットフォームの中には、このスマホの取引と明らかに一体になっているアプリマーケットも入っているので、少なくともそこはおやりいただくのですね。

○公正取引委員会（塚田課長） 済みません、プラットフォームのほうには私は詳しくなくて、その辺は承知しておりません。

○原座長 少なくともアプリの取引については、そういった検討を今、なされているはずなので、必要なルール整備、運用改善の検討は、むしろ公正取引委員会様で既にいただい

ていることだと私は認識しているのです。

○公正取引委員会（塚田課長） 済みません、そこは承知しておりません。

○原座長 報告書を私、一応拝見をして、報告書の文面を見ている限り、そこは検討されていると思いますので、ぜひ否定しないでいただけるといいなと思っております。

○公正取引委員会（塚田課長） ただ、少なくとも先ほど申し上げたとおり、独禁法違反でないものを独禁法違反であるというような形で解釈変更するとか法改正をするとか、あるいは個別に法執行するということはできないということで、それは要するにルール整備、運用改善というのが実施できないということです。

○原座長 私たちが必要なルール整備、運用改善と申し上げたことについて、何か独禁法の解釈をねじ曲げろと言っているとかという解釈をされてそうおっしゃっているのだけでも、私たちはそんなことを言っていないです。

私が申し上げているのは、繰り返しますけれども、競争政策上、望ましい状態へ働きかけをされているということなのではと思うのですが、とはいえ、何年間か続くわけです。この状態をより迅速に解消する方策がないのか、なぜこれまでなされなかったのか、それはぜひ検証いただくべきことだと思うし、その上で何らかの改善ができるのであれば改善をしていただきたいと思っています。

そうしないと、今回、総務省さんでおっしゃるように、相当の取り組みがなされているような改善がされるのかもしれないけれども、また別のところで同じ問題が生じやしませんかということ強く懸念をしております。

○公正取引委員会（塚田課長） 先ほど申し上げたとおり、我々にできることは実態調査を行って、提言、自主的な改善の見直しを求める、あるいは個別に法執行するということです、基本的にはそれに尽きると考えています。

○原座長 同じことを申し上げてもしようがないので、その必要なルール整備と運用改善をやってほしいのです。

○公正取引委員会（塚田課長） ただ、そう言っても、それは我々としては対応できないということになります。

○原座長 だから、申し上げているように、公正取引委員会は今、少なくともアプリマーケットに関しては検討されているのだから、それを包含しているスマホの取引について、なぜできないのか私には全くわかりません。

○公正取引委員会（塚田課長） いずれにしても、このまま取りまとめていただいても対応できないということになります。

○原座長 対応していただきたいということを私たちは申し上げます。

よろしいですか。では、次、消費者庁様、どうぞ。

○消費者庁（内藤課長） 消費者庁でございます。

これは前々から申し上げている話でございますけれども、携帯電話のサービス、端末の販売方法等につきまして、現在、総務省を中心に検討が行われているというところでござ

います。その上で、表示の問題と申しますのは、そういった検討を踏まえて必要に応じ、消費者保護の観点から環境整備に努めていくべきものというのがこれまでと変わらない認識でございます。今回、先ほど原座長から御指摘をいただいております。それにつきましては、真摯に受けとめてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○原座長 あと追加的に何かございますか。

○総務省（秋本部長） すみません、先ほどの箇所です。dの下から2行目、先ほどは「携帯端末販売の適正化を含め、通信役務の適正な競争環境を整備し」という代案でどうかと申し上げました。もう一つ代案を思い浮かびまして、例えば、「通信役務及び通信役務の契約と一体として行われる携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し」としてはいかがでしょうか。なぜ、このような修正をしていただきたいかと申しますと、私ども総務省は端末販売単体で行われている場合につきまして、施策を展開できないのです。

固定のブロードバンドを考えていただければいいかと思うのです。皆さん、好きなパソコンを買って、好きな回線事業者と契約をして、好きなISP、インターネット接続業者と契約してブロードバンドを利用しています。このどのパソコンを買うか、どのパソコンがいいかということについての競争環境整備ということになりますと、私ども、手が出ないのです。携帯マーケットに特有なことは、携帯キャリアが通信サービスと一体として携帯端末も販売している。携帯端末の割引を通信料金収入全体を原資として行っている。ここに特異性がありますので、仮に例えば量販店で携帯端末だけ単体で販売されておりましたら、私どもでは手が出ないです。

ですので、通信料金収入全体を原資として大幅な割引が行われている、それは通信の利用者間の公平を害している。端末によって利用料金が違うということはよろしくないだろうということで施策を展開してまいりましたし、今後、そうした施策を強化してまいりたいと思っております。ですので、「携帯端末販売の適正化を含め、」としていただくか、「通信役務及び通信役務の契約として一体として行われる携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し」としていただくと、「一体として行われる」という修飾語がかかることによって、関係業界の方々も違和感なく受けとめていただけるものと思っております。

また、もし、お許しいただければ、「より低廉な料金」、「料金」と改めていただきたいと思っております。その後、「より良質なサービス、製品を目指す」とされております。「良質なサービス」の「良質」とは何だということについて、いろいろ世間の受けとめがあるかと思っておりますので、例えばの案として、「より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能とする」というような形で修正いただくと、紛れがないと思えます。

○原座長 特に後半大変建設的な修正をいただいて、ありがとうございます。

○総務省（秋本部長） 端末単体だと私ども、なかなか手が出せない、所掌上も何でそこまでやるのだということになりかねませんので、「通信サービスの契約と一体として行わ

れる携帯端末販売」などとしていただくと世間に誤解を生まないかなというように考えております。

○原座長 事務局で何かいかがですか。

○林次長 済みません、マイクが使えないのですけれども、今回、通信料金と端末料金の分離を図ります。要するに、パック旅行はだめですよというように決めるわけですね。通信料金は競争的にしましょうというように言うておいて、では、端末料金はどうなのですかと聞かれたときにどう答えればいいのかというのが疑問点として残るとということかと思えます。政策論としては、通信の役務も競争的になります、これはちゃんと総務省さんがおやりになります、コミットされます。一方で、端末料金は知りません。競争的になるかもしれないし、独占的になるかもしれないというようになってしまったときに、では、この施策というのは正しいのですかと問われたら、どう答えたらいいのかというのが疑問として残るとということかと思えます。

○総務省（秋本部長） よろしいでしょうか。通信料金収入全体を原資として行われている現行の携帯端末の大幅割引、そこを分離プランによって改めていただきますと、新規の端末のお値段というのはどうしても上がると思います。そのときに効いてくるのが4点目の施策でございます、MNOが下取りするなどして中古端末の流通を不当に制限していないかどうかの調査。新規端末の価格が上がる分、中古端末に対する需要が上がってまいりますので、中古端末の流通を促していく。その点は私ども、手がけたい施策でございます。

利用者の多様な選択、自らのニーズに合った端末の選択を可能にする。割引の大きさにつられて高度な端末を買ってしまう、あるいは2台目を買ってしまうということのないようにしたいということで考えておりますので、2点目と4点目と合わせて読めば皆様の心配している事項はそれほどものでもないというように受けとめていただけるのではないかと私どもは期待しております。

○林次長 要するに、端末メーカーが結局どのぐらい価格支配力を持っているかということにもよるのだと思うのですけれども、かえってそれが促進されるというようなことにならないのかというようなことを突っ込まれたときに、どう答えるのかなとわからなくなったというのが一番疑問点としてあるかなと思ったのです。それは中古端末の流通実態をきちんと定期的に調査するということと担保するというようにお答えになるということですね。わかりました。

○原座長 いいですか。では、今のところは内容を詳細、また調整させていただいて、一体となっていることを踏まえて2つの市場の競争環境という言い方をするのか、またそこは調整させてください。

どうぞ。

○角川専門委員 日本は世界でも珍しく、Appleの端末をキャリア3社が全社売っているわけですね。私たち出版界の場合にもAmazonの取引が優越的地位を濫用している部分がないとは言えないということで最近問題になっていると思いますし、事実、そのとおりだった

のです。そういうことを含めると、Appleと通信業者、通信キャリアとの取引条件というのが総務省さんは大体つかんでいるのでしょうか。

○総務省（秋本部長） いや、そこは私どもでは把握し切れない、むしろ公正取引委員会殿の調査、今夏の調査などでいろいろ検証いただいていると認識しています。むしろ、公正取引委員会殿に手がけていただくべき分野かと思います。

○角川専門委員 では、もう一回、済みません、公取さんにお聞きしたいのです。

○公正取引委員会（塚田課長） 総務省さんから御紹介いただきましたとおり、今年の夏でありますけれども、MNO 3社とiPhoneとの間の契約であります、MNO 3社がApple Japanに注文するiPhoneの数量でありますとか、iPhoneの利用者に提供する電気通信機器の料金プランであるとか、下取りしたiPhoneをどうするかとか、端末購入補助をどうするかとかといったところでMNO 3社とApple Japanとの契約がありまして、そのような契約について独禁法上、問題ではないかという情報がありましたところから調査を行った上で、最終的にはAppleが改善を行ったということで事件を終了したというものがあります。今年の7月11日に公表しております。

○角川専門委員 それについては、国民、利用者が納得するような形で報告がされたのかなという、そこら辺のことをもう少し丁寧に知りたいなと思ったりします。また、アプリ事業者に対してもAppleとの優先的な取引条件を押しつけているというようによく言われますね。そこについても調査されたのでしょうか。端末だけではなくてです。

○公正取引委員会（塚田課長） 済みません、個別の事件についてはお答え申し上げられないのですけれども、アプリ事業者の行為も場合によっては独禁法違反になるものはあるかと考えております。

○角川専門委員 今の話では個別ではありませんね。Appleの基本的な政策というのがあって、ですから、こういう言い方は何ですけれども、日本における携帯端末キャリアとかアプリ事業者から聞くだけではなくて、Apple本体のほうからアメリカに赴いてAppleの競争政策、取引条件はどうなっているのですかというような調査をされたことはありませんか。

○公正取引委員会（塚田課長） それは、今年の夏に公表した事件において、Appleの政策といいますか、MNO 3社との契約について調査をしたものであります。

○角川専門委員 済みません、私もよくそれは知らないものですから、それはゲーム会社の事件でしたか。

○公正取引委員会（塚田課長） これはゲーム会社の事件ではありません。Appleと携帯通信会社3社との契約の件になります。

○角川専門委員 そうですか。それはまた私も勉強します。正直、公取さんはすっかりしたという感じがしますか。それとも、やはり問題は残っているのではないかなど。

○公正取引委員会（塚田課長） 基本的には、我々が調査を開始したところ、Appleが契約を改善しましたので、それで問題はなくなったとして事件は終了しております。

○角川専門委員 正直、あの人たちはなかなか簡単ではないです。本当にすごいのです。

ですから、そういうようにしてせつかくそういう調査するのは、いつもできないと思いますから、やはり徹底して調査されることをお勧めしたいのです。

○公正取引委員会（塚田課長） 先ほどルール整備、運用改善については我々、実施困難であるというように申しましたけれども、他方で、端末の調査については私どもはやらせていただきますので、その端末メーカーの中には当然Appleも入っているということでありますので、その調査、もちろんAppleだけではなくて、さまざまな端末メーカーあるいは対象としては、当然、中古端末を買うような業者に対しても調査を行っていきたいと考えております。

○角川専門委員 これに対しても極力公表していただくような、事件があったから、事件の部分だけ発表するのではなくて、より一般の人たちにわかりやすいような、国民にわかりやすいような形で公表していただけるようお願いしたいと思います。

○公正取引委員会（塚田課長） 実態調査については、基本的には内容を公表しておりますので、その点を踏まえたいと思います。

○八代委員 その実態調査ですが、日本だけを見てもだめなので、Appleは世界中で売っていますから、ヨーロッパやアメリカで売っているAppleの端末の価格と日本との国際比較もやっておられるということですね。

○公正取引委員会（塚田課長） いえ、国際比較はやっておりません。

○八代委員 やっていなかったら、Appleが日本国内で適正な料金かどうか、独占していないかどうかというのはどうやってわかるのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 適正な料金かどうかというのは、Appleが新しい端末を販売するときの価格ですから、そこについては調査をしているわけではありません。

○八代委員 Appleが新しい端末を出すときに世界中で販売していますから、まさにほかの国との比較で見ないと、日本市場がAppleの独占によって被害を受けているかどうかというのはやはりわからないのではないですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 御指摘も参考にさせていただきたいと思います。

○角川専門委員 私はもう一つ、これは危惧なので、私の危惧が外れていれば、それはそれで結構なのですけれども、Appleの条件が携帯3社に対して大きな重荷になっているのではないかと思うのです。

彼らは、Appleの巧みなイメージ戦略が国民に浸透していますから、Appleの商品を扱わざるを得ないというように結果的には追い込まれていって、自分たちが使っているようなつもりでいるのだけれども、現実には追い込まれていて、そして、Appleの条件をのまざるを得ない。そういう立場に置かれていて、それが端末の競争政策に反映していて、彼らはAppleのことは言えないわけです。Appleの取引条件について極めて専制的だということはなかなか言えない。本当は言いたいものだけれども、言えない。それが今度はこういう場で競争政策が充分でないと通信キャリアが責められている。自分たちが責められているのだけれども、それも本当はAppleにもっと調査してほしいのに、それはなかなか自分たちが言

えない。こういうことが別に通信業界だけではなくて、出版業界にも、あるいは動画配信業界にもいろいろ影響を与えると思うので、何か法律上、問題がないから問題がないのだというようなところで処理しないで、国民生活に基づいて理解して調査してもらいたいのです。

○公正取引委員会（塚田課長） 御指摘のとおり、まさにそれが実態調査、我々がやっているところでもありますので、御指摘を踏まえて、今後も適切に調査をしていきたいと考えています。

○角川専門委員 それについて、例えば10年前にiPhoneが出てきた状況と今の状況、あのころの国民にとってのライフスタイル、生活に必要なものかどうかというレベルと、今は本当に携帯を取り上げられたら自分の生活もできないという状況と全く違う状況になってきているわけです。そういった点で、そういう認識に基づいて、ぜひ調査してもらいたいのです。これは恐らく日本だけの問題ではなくて世界的な問題でもあると思うのです。

最近、特にヨーロッパは厳しい調査をしています。ぜひそういうところに担当官の皆さん、どなたかを派遣してもらって、ヨーロッパにおける状況あるいはヨーロッパの問題意識、そういうものを日本の公取も共有してもらいたいと思うのです。それはぜひお願いいたします。

○原座長 よろしいですか。それはおやりいただけますか。

○公正取引委員会（塚田課長） それをやると言っているわけではありませんが、御指摘も踏まえて検討したいと思います。

○原座長 では、今、角川専門委員と八代委員からもいろいろ御指摘がございました実態調査をより迅速、十分に行えないのか、また、その活用の方策をどうしていくのか。これは前に八代委員から審査して勧告をするような仕組みをよりもっと活用していけないのかといった指摘もございました。今、角川専門委員がおっしゃられた国際比較に基づくさらなる運用なり体制なりの整備、改善は本当に必要があるのかないのか、これもぜひお考えをいただきたいと思います。

この文章については、また内容を別途調整させていただきますけれども、今、指摘のあったような事項について、これは御検討されることを否定はされないとしますので、ぜひそれが明確になるような形で、この現状、これまでやってきたことをいかに改善していく余地があるのかを引き続きぜひ御検討いただきたい。これまでももちろん、ずっとおっしゃっていらっしゃるように、いろいろな対処をされてきていらっしゃることは承知しております。ただ、それをさらに改善していくための取り組みを何らかの形で今回の答申の中でぜひお願いをできればと思っております。

○公正取引委員会（塚田課長） 内容については、調整させていただければと思っております。

○原座長 よろしゅうございましょうか。

あと、ほかの省の皆さんからよろしゅうございますか。では、細かく残っているところ

はまた引き続き調整させていただきますので、どうも大変ありがとうございました。

○垣内参事官 次回の当ワーキング・グループにつきましては、事務局より追って御連絡申し上げます。